

犯罪による収益の移転防止に関する法律

平成十九年三月三十一日 法律第二十二号

※本紙掲載の法令は平成二十三年五月現在の抜粋簡略版です。

(本人確認義務等)

第四条 特定事業者(第二条第二項第三十九号に掲げる特定事業者(第八条において「弁護士等」という。)を除く。以下同じ。)は、顧客(同項第三十五号に掲げる特定事業者にあつては、利用者たる顧客。以下同じ。)又はこれに準ずる者として政令で定める者(以下「顧客等」という。)との間で、次の表の上欄に掲げる特定事業者の区分に応じそれぞれ同表の中欄に定める業務(以下「特定業務」という。)のうち同表の下欄に定める取引(以下「特定取引」という。)を行うに際しては、運転免許証の提示を受ける方法その他の主務省令で定める方法により、当該顧客等について、本人特定事項(当該顧客等が自然人である場合にあつては氏名、住居(本邦内に住居を有しない外国人で政令で定めるものにあつては、主務省令で定める事項)及び生年月日)をいい、当該顧客等が法人である場合にあつては名称及び本店又は主たる事務所の所在地をいう。以下同じ。)の確認(以下「本人確認」という。)を行わなければならない。

2 特定事業者は、顧客等の本人確認を行う場合において、会社の代表者が当該会社のために当該特定事業者との間で特定取引を行うときその他の当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たつている自然人が当該顧客等と異なるとき(次項に規定する場合を除く。)は、当該顧客等の本人確認に加え、当該特定取引の任に当たつている自然人(以下「代表者等」という。)についても、本人確認を行わなければならない。

3 顧客等が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるものである場合には、当該顧客等のために当該特定事業者との間で現に特定取引の任に当たつている自然人を顧客等とみなして、第一項の規定を適用する。

4 顧客等(前項の規定により顧客等とみなされる自然人を含む。以下同じ。)及び代表者等は、特定事業者が本人確認を行う場合において、当該特定事業者に対して、顧客等又は代表者等の本人特定事項を偽つてはならない。

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令

平成二十年二月一日 政令第二十号

※本紙掲載の政令は平成二十五年一月現在の抜粋簡略版です。

(国、地方公共団体、人格のない社団又は財団その他の政令で定めるもの)

第十二条 法第四条第三項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 国
- 二 地方公共団体
- 三 人格のない社団又は財団
- 四 独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人
- 五 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人(前号、次号及び第八号に掲げるものを除く。)
- 六 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関
- 七 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者
- 八 金融商品取引法施行令第二十七条の二各号に掲げる有価証券(金融商品取引法第六十七条の十八第四号に規定する取扱有価証券に該当するものを除く。)の発行者
- 九 前各号に掲げるものに準ずるものとして主務省令で定めるもの

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則

平成二十年二月一日 内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生省・農水省

※本紙掲載の省令は平成二十五年一月現在の抜粋簡略版です。

(国等に準ずる者)

第八条 令第十二条第九号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 勤労者財産形成基金
- 二 厚生年金基金
- 三 国民年金基金
- 四 国民年金基金連合会
- 五 企業年金基金
- 六 令第八条第一項第一号イ又はロに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を預金若しくは貯金又は同号ロに規定する定期積金等とするものを締結する被用者
- 七 第二条第四号に掲げる信託契約を締結する被用者
- 八 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者
- 九 令第八条第一項第一号リに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭を当該行為の対価とするものを締結する被用者
- 十 令第八条第一項第一号カに規定する契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者
- 十一 有価証券の売買を行う外国(国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。)の市場に上場又は登録している会社